

第10章 罰則

○ 法の規定に違反する行為に対する罰則(機構関係の規定は除く)は次のとおりです。

罰則適用条項	内容	量刑	罰則規定
第13条第1項 (報告徴収等)	第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30万円以下の罰金	第112条第1号
第15条第1項 (改善命令等)	第15条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第111条第1号
第17条 (実施の届出)	第17条の規定による実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	第112条第2号
第19条第1項 (技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等)	第19条第1項の規定による技能実習継続困難時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	第112条第3号
第19条第2項 (技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等)	第19条第2項の規定による技能実習継続困難時の通知をせず、又は虚偽の通知をした者	30万円以下の罰金	第112条第4号
第20条 (帳簿の備付け)	第20条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者	30万円以下の罰金	第112条第5号
第23条第1項 (監理団体の許可)	第23条第1項の規定に違反して許可を受けずに実習監理を行った者	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	第109条第1号

第23条第1項、第31条第2項又は第32条第1項（監理団体の許可）等	偽りその他不正の行為により、許可、許可の有効期間の更新又は変更の許可を受けた者	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	第109条第2号
第23条第2項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）（監理団体の許可）等	第23条第2項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書であって虚偽の記載のあるものを提出した者	30万円以下の罰金	第112条第6号
第23条第3項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）（監理団体の許可）等	第23条第3項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者	30万円以下の罰金	第112条第6号
第28条第1項（監理費）	第28条第1項の規定に違反して、手数料又は報酬を受けた者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第111条第2号
第32条第3項（変更の許可等）	第32条第3項の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者	30万円以下の罰金	第112条第7号
第33条第1項（技能実習の実施が困難となった場合の届出）	第33条第1項の規定による技能実習継続困難時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	第112条第8号
第34条第1項（事業の休廃止）	第34条第1項の規定による事業の休廃止の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した者	30万円以下の罰金	第112条第9号
第35条第1項（報告徴収等）	第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若	30万円以下の罰金	第112条第1号

	しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者		
第36条第1項 (改善命令等)	第36条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第111条第3号
第37条第3項 (許可の取消し等)	第35条第1項の規定による事業停止命令の処分に違反した者	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	第109条第3号
第38条 (名義貸し)	自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせた者	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	第109条第4号
第40条第1項 (監理責任者の設置等)	第40条の規定に違反して事業所ごとに監理責任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金	第112条第10号
第41条 (帳簿の備付け)	第41条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者	30万円以下の罰金	第112条第11号
第44条 (秘密保持義務)	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した監理団体の役職員	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	第110条
第46条 (禁止行為)	第46条の規定に違反して暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制をした者	1年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金	第108条
第47条 (禁止行為)	第47条の規定に違反して技能実習に係る契約の不履行についての違約金の定め等をした者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第111条第4号
第48条第1項 (禁止行為)	第48条第1項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第111条第5号
第48条第2項	第48条第2項の規定に違反して、技能実	6月以下の拘禁	第111条第6号

(禁止行為)	習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者	刑又は30万円以下の罰金	
第49条第2項 (申告)	第49条第2項の規定に違反して、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした者	6月以下の拘禁 刑又は30万円以下の罰金	第111条第7号
第54条第4項 (事業協議会)	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の拘禁 刑又は50万円以下の罰金	第110条
第56条第4項 (地域協議会)	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の拘禁 刑又は50万円以下の罰金	第110条

- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の罰則(第54条第4項及び第56条第4項に係るものを除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することとしています(両罰規定。第113条)。